

八王子市園児保護者負担軽減給付制度

本市では、私立幼稚園等に通園している保護者の負担軽減を図るため、次のとおり、八王子市私立幼稚園等園児保護者負担軽減給付制度を実施します。

1 制度の概要

認定こども園及び子ども・子育て支援新制度移行幼稚園に通園する児童の保護者負担を軽減するため、特定負担額及び主食費を対象経費とした1か月当たり5,000円～6,200円の給付を行います。

2 対象経費及び給付額

特定負担額及び主食費を対象経費とし、次の表の区分に従い、給付額を決定します。

所得階層		給付単価（月額）		
		第1子	第2子	第3子以降
1	・生活保護世帯 ・第2階層のうちひとり親世帯等	6,200円	6,200円	6,200円
2	市民税所得割非課税世帯 第3階層のうちひとり親世帯等	5,000円	6,200円	6,200円
3	市区町村民税所得割額が34,500円にア、イの合計額を加えた額以下の世帯 ア 16歳未満の扶養親族の数×21,300円 イ 16歳以上19歳未満の扶養親族の数×11,100円	5,000円	5,000円	6,200円
4	市区町村民税所得割額が171,600円にア、イの合計額を加えた額以下の世帯 ア 16歳未満の扶養親族の数×19,800円 イ 16歳以上19歳未満の扶養親族の数×7,200円	5,000円	5,000円	5,600円
5	市区町村民税所得割額が216,700円にア、イの合計額を加えた額以下の世帯 ア 16歳未満の扶養親族の数×19,800円 イ 16歳以上19歳未満の扶養親族の数×7,200円	5,000円	5,000円	5,000円
6	上記区分以外の世帯	5,000円	5,000円	5,000円

※階層区分の決定にあたっては、旧年少扶養控除等を再計算した所得割課税額（税額控除については、調整控除額と税額調整額を控除し、住宅借入金等特別控除を適用していない額）を適用します。

※第1子、第2子、第3子以降の区分は、私立幼稚園等に通うお子さんが、同一世帯で一番上のお子さんから数えて何人目かで判断します。

3 支払方法

本給付は在籍施設に対して給付しますので、保護者が振込先口座等の情報を本市に提出する必要はありません。1月当たりの特定負担額及び主食費が給付単価（月額）を上回った場合は、差額を施設にお支払いください。

問合せ先

192-8501 八王子市元本郷町三丁目24番1号
八王子市子ども家庭部保育幼稚園課給付担当
電話 042-620-7248（直通）